

| あたり米

節減対象農薬の使用状況（令和6年度）

使用資材名 (成分)	用 途	成分回数	慣行基準
タロマイセス フラバス SAY-Y-94-01株胞子	育苗殺菌剤	-	-
スピノサド	育苗殺虫剤	-	
ペントキサゾン	除草剤	1	
プレチラクロール	除草剤	1	
クロメプロップ	除草剤	1	
テフリルトリオン	除草剤	1	
フェントラザミド	除草剤	1	
メタミホップ	除草剤	1	
シハロホップブチル	除草剤	1	
ベンタゾン	除草剤	1	
ペノキススラム	除草剤	1	
ピロキロン	本田殺菌剤	1	
フラメトピル	本田殺菌剤	1	
フサライド	本田殺菌剤	1	
バリダマイシン	本田殺菌剤	-	
エチプロール	本田殺虫剤	1	
合計（成分回数）		(A)8	(B)17

タロマイセス フラバス SAY-Y-94-01株胞子、スピノサド、バリダマイシンは化学合成農薬にカウントされない。
使用成分回数を8回以下にする。

J A管内における慣行基準との比較（BとAの比較）

5割以上減 (A/B)

栽培内容

1. 施肥：慣行基準に対し、化学由来窒素を10aあたり3kg以下に抑える
2. 農薬：慣行基準に対し、農薬の使用量を10aあたり8成分以内に抑える